

兵庫県公報

令和3年3月9日 火曜日 第188号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 兵庫県薬剤師国民健康保険組合の規約変更の届出の受理（国保医療課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	10
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	10
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	11
公 告	
○ 落札者等の公示（企画県民部総務課）	11
○ 随意契約の相手方等の公示（情報企画課）	11
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	12
○ 同 上（同）	13
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 落札者等の公示（管理課）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	15
○ 同 上（同）	15
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	16
○ 同 上	16
○ 同 上	17
○ 同 上	17
○ 同 上	17

○ 同 上	18
○ 同 上	18
正 誤	
○ 令和3年2月24日付け兵庫県公報第184号中	19

告 示

兵庫県告示第201号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第4項の規定により、兵庫県薬剤師国民健康保険組合の規約変更の届出を令和3年1月29日に受理した。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 変更事項
組合の事務所
変更前 神戸市中央区下山手通5丁目5番8号 明和山手ビル4階
変更後 神戸市兵庫区塚本通2丁目2番25号 兵庫県柔道整復師会館3階
- 2 変更年月日
令和3年3月15日



兵庫県告示第202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和3年2月26日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	加茂地区	令和3年3月9日から 同 月29日まで	三田市役所
同 上	丁ノ裏池地区	同 上	宝塚市役所



兵庫県告示第203号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
洲本市
- (2) 調査を行った期間
平成26年7月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
洲本市五色町鳥飼浦の一部（鳥飼浦1）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
洲本市五色町鳥飼浦の一部

- (5) 認証年月日
令和3年2月22日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
淡路市
- (2) 調査を行った期間
平成15年6月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
淡路市新村・遠田の一部（新村③・遠田②）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
淡路市新村及び遠田の各一部
- (5) 認証年月日
令和3年2月22日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
淡路市
- (2) 調査を行った期間
平成24年6月から令和2年3月まで
- (3) 成果の名称
淡路市志筑の一部（志筑2）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
淡路市志筑の一部
- (5) 認証年月日
令和3年2月22日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
淡路市
- (2) 調査を行った期間
平成28年12月から令和2年8月まで
- (3) 成果の名称
淡路市遠田の一部（遠田8）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
淡路市遠田の一部
- (5) 認証年月日
令和3年2月22日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
加東市
- (2) 調査を行った期間
平成28年8月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
加東市長井の一部（長井・長井Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
加東市長貞の一部
- (5) 認証年月日
令和3年2月22日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間
平成28年12月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
猪名川町（仁頂寺の一部、旭ヶ丘）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
猪名川町仁頂寺及び旭ヶ丘の各一部

- (5) 認証年月日
令和3年2月22日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間
令和元年5月から令和2年3月まで
- (3) 成果の名称
神河町（長谷の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
神河町長谷の一部
- (5) 認証年月日
令和3年2月22日
- 8 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間
令和元年5月から令和2年3月まで
- (3) 成果の名称
神河町（福本の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
神河町福本の一部
- (5) 認証年月日
令和3年2月22日
- 9 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から令和2年3月まで
- (3) 成果の名称
香美町（村岡区寺河内の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
香美町村岡区寺河内の一部
- (5) 認証年月日
令和3年2月22日



兵庫県告示第204号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成26年兵庫県告示第751号により指定した区域（川西市火打1丁目28番4外28筆）の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第205号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成26年兵庫県告示第1070号により指定した区域（川西市火打1丁目245番、364番1）の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第206号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成27年兵庫県告示第109号により指定した区域（川西市火打1丁目223番1外10筆）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第207号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成27年兵庫県告示第485号により指定した区域（川西市火打1丁目46番2外30筆）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第208号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成27年兵庫県告示第562号により指定した区域（川西市火打1丁目155番外35筆）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第209号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成27年兵庫県告示第757号により指定した区域（川西市火打1丁目209番1外6筆）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第210号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成27年兵庫県告示第856号により指定した区域（川西市火打1丁目278番外18筆）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第211号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成28年兵庫県告示第101号により指定した区域（川西市火打1丁目359番1外2筆）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第212号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
令和2年兵庫県告示第479号により指定した区域（川西市火打1丁目56番外7筆の全部、55番外12筆の一部、水路及び道路の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第213号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成29年兵庫県告示第1052号により指定した区域（川西市火打1丁目414番2外27筆、里道）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第214号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成30年兵庫県告示第721号により指定した区域（川西市火打1丁目376番、392番2の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第215号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
- 2 作業期間
令和3年3月1日から同月31日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第216号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、UAVレーザ測量及び数値図化（地図情報レベル1000））
- 2 作業期間
令和3年2月26日から同年7月30日まで
- 3 作業地域
豊岡市新堂地先から同市戸牧地先まで及び同市内の一部



兵庫県告示第217号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年3月1日から同月25日まで
- 3 作業地域
西宮市塩瀬町名塩及び名塩東久保地内



兵庫県告示第218号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量、路線測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年2月15日から同年3月15日まで
- 3 作業地域
姫路市四郷町明田、白浜町宇佐崎北一丁目、継、東山及び八家地内



兵庫県告示第219号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、仮BM設置測量、縦断測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年2月22日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
太子町原地内



兵庫県告示第220号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和2年10月15日から令和3年3月25日まで
- 3 作業地域
豊岡市奥野地内



兵庫県告示第221号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年2月15日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
養父市藪崎地内



兵庫県告示第222号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量及び三次元点群測量）
- 2 作業期間
令和3年2月17日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
丹波市春日町山田地内



兵庫県告示第223号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和3年2月22日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市高松町地内



兵庫県告示第224号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年9月14日から令和3年1月29日まで
- 3 作業地域
市川町下牛尾地内



兵庫県告示第225号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和元年8月1日から令和3年2月4日まで
- 3 作業地域
たつの市龍野町堂本地内



兵庫県告示第226号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年11月10日から令和3年2月5日まで
- 3 作業地域
尼崎市汐町ほか



兵庫県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年3月10日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年3月9日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 檜倉山東線	朝来市山東町与布土字奥山3079番6から 同市山東町与布土字奥山3079番1まで	旧	4.0から 9.0まで 6.0から 52.0まで	1,169.0 1,800.0	予定地
		新	5.0から 194.0まで	1,800.0	



兵庫県告示第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
加古川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画下水道事業加古川市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 昭和38年4月1日から平成36年3月31日まで

変更後 昭和38年4月1日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし



兵庫県告示第229号

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、令和3年4月5日から適用する。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

3の表中

「

株式会社 ジャパンネット銀行

日本国内に所在する営業所

」

を

「

PayPay銀行 株式会社

日本国内に所在する営業所

」

に改める。

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月9日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 落札に係る物品等の名称及び数量

兵庫陶芸美術館ほか16施設で使用する電力 予定数量11,406,983キロワット時/年

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県企画県民部企画財政局総務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和3年1月18日

4 落札者の名称及び住所

株式会社ホープ 福岡市中央区薬院1-14-5

5 落札金額（税抜）

148,820,910円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和2年11月20日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年3月9日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
兵庫県情報システム調達支援委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部科学情報局情報企画課システム管理室 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
令和3年1月26日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
株式会社ビジョンシステムズ 大阪市北区野崎町6番7号
- 5 随意契約に係る契約金額
37,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鈴蘭台東(12) I (101070621)	神戸市北区鈴蘭台東町7丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
令和3年3月17日（水）から同月31日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課及び神戸市建設局防災課
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5
 - (3) 提出期限
令和3年3月31日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年5月24日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
春日台Ⅰ (101090053)	神戸市西区春日台9丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
天王山(1)Ⅰ (101090058)	神戸市西区天王山（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
天王山(2)Ⅰ (101090059)	神戸市西区天王山（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
春日台(2)Ⅰ (101090070)	神戸市西区春日台1丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
春日台Ⅱ (101090102)	神戸市西区春日台8丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図5までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和3年3月17日（水）から同月31日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課及び神戸市建設局防災課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和3年3月31日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年5月24日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鈴蘭台東(12) I (101070621)	神戸市北区鈴蘭台東町7丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和3年3月17日(水)から同月31日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課及び神戸市建設局防災課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和3年3月31日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年5月24日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
春日台 I (101090053)	神戸市西区春日台9丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
春日台 II (101090102)	神戸市西区春日台8丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和3年3月17日(水)から同月31日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課及び神戸市建設局防災課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和3年3月31日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年5月24日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月9日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
普通科情報教室用コンピューター式(賃貸借)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年1月22日
- 4 落札者の名称及び住所
日本教育情報機器株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
2,553,826円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年12月8日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
相生市那波野三丁目712番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
相生市本郷町5番1号
株式会社身野建設 代表取締役 身野健太
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年1月7日
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-9-2号(2相生)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町富永字樋詰428番3、428番4、428番8、428番12、428番14、432番3
同 市龍野町四箇字屋敷2番2、5番1、6番1、8番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市龍野町富永410番地2
社会福祉法人たつの市社会福祉協議会 理事長 井川 進
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年10月29日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-22号（2たつの）

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和3年3月9日

契約担当者
兵庫県教育長 西上三鶴

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立御影高等学校ほか77施設で使用するガス 予定数量518,116立方メートル／年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年1月28日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額（税抜）
48,765,271円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年12月18日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和3年3月9日

契約担当者
兵庫県教育長 西上三鶴

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立農業高等学校ほか8施設で使用する電気 予定数量3,448,709キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年1月14日
- 4 落札者の名称及び住所
九電みらいエナジー株式会社 福岡市中央区渡辺通2丁目4番8号
- 5 落札金額（税抜）
42,205,025円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 入札公告をした日
令和2年12月4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月9日

契約担当者
兵庫県教育長 西 上 三 鶴

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立高砂高等学校ほか33施設で使用する電気 予定数量8,050,291キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年1月14日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社ホープ 福岡市中央区薬院1-14-5
- 5 落札金額（税抜）
103,953,504円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年12月4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月9日

契約担当者
兵庫県教育長 西 上 三 鶴

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立兵庫高等学校ほか36施設で使用する電気 予定数量7,900,860キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年1月14日
- 4 落札者の名称及び住所
九電みらいエナジー株式会社 福岡市中央区渡辺通2丁目4番8号
- 5 落札金額（税抜）
104,358,888円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年12月4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月9日

契約担当者
兵庫県教育長 西 上 三 鶴

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立播磨南高等学校ほか32施設で使用する電気 予定数量5,850,117キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年1月14日
- 4 落札者の名称及び住所
九電みらいエナジー株式会社 福岡市中央区渡辺通2丁目4番8号
- 5 落札金額(税抜)
80,363,344円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年12月4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和3年3月9日

契約担当者
兵庫県教育長 西上三鶴

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立神戸高等学校ほか27施設で使用する電気 予定数量5,055,022キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年1月14日
- 4 落札者の名称及び住所
九電みらいエナジー株式会社 福岡市中央区渡辺通2丁目4番8号
- 5 落札金額(税抜)
73,044,276円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年12月4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和3年3月9日

契約担当者
兵庫県教育長 西上三鶴

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立夢前高等学校ほか20施設で使用する電気 予定数量3,950,852キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年1月14日
- 4 落札者の名称及び住所
九電みらいエナジー株式会社 福岡市中央区渡辺通2丁目4番8号
- 5 落札金額(税抜)

63,233,488円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和2年12月4日

正 誤

○令和3年2月24日付け（兵庫県公報第184号）

兵庫県告示第162号（電線共同溝を整備すべき道路の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
11	上から18	同 市津門住江町番41番まで	同 市津門住江町41番まで